

身体拘束適正化指針および虐待防止対応マニュアル

放課後等デイサービス SUN

第 1 条(目的と基本方針)

放課後等デイサービス SUN(以下「当事業所」という)は、利用児童の尊厳および人権を保持し、虐待の防止および身体拘束等のない安心・安全な支援環境を提供するため、本指針を定めます。

当事業所では、いかなる理由があっても児童に対する虐待、および原則として身体拘束等を禁止します。

第 2 条(虐待の定義と禁止行為)

当事業所は、以下の行為を虐待・不適切な関わりとして定義し、これを徹底して排除します。

1. **身体的虐待**: 児童の身体に暴行を加えること(叩く、拘束するなど)。
 2. **性的虐待**: 児童にわいせつな行為をすること、またはさせること。
 3. **心理的虐待**: 児童に対する著しい暴言、拒絶的な対応、心を傷つける言動(「言うことを聞かないなら帰らせる」等の脅し)。
 4. **ネグレクト(放任・放置)**: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、必要なケアの放棄。
-

第 3 条(身体拘束等の原則禁止と「緊急やむを得ない 3 要件」)

児童または他の児童等の生命・身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除き、児童の身体を制限する一切の行為(身体拘束等)を禁止します。

やむを得ず行う場合は、以下の「**3つの要件**」すべてを満たしていることを前提とし、総括責任者（鈴木）の判断のもとで組織的に決定します。

1. **切迫性**: 児童本人または周囲の第三者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 2. **非代替性**: 身体拘束等を行う以外に、危険を防ぐための適切な支援・代替方法がないこと。
 3. **一時性**: 身体拘束等の実施が、危険を回避するために必要な最短の時間に限られていること。
-

第4条（やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き・プロセス）

前条の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下のプロセスを厳格に履行します。

1. **組織的決定と保護者への説明**: 担当職員の単独判断で行わず、必ず代表へ報告し組織として決定します。また、事前に（緊急時は事後に速やかに）保護者へ理由と内容を説明し、同意または理解を得ます。
 2. **徹底した記録**: 実施した日時、具体的な理由、拘束の方法、時間、児童の心身の状況を専用の記録簿に詳細に記録し、5年間保管します。
 3. **速やかな解除**: 危険が去ったと判断された時点、または一時性が切れた時点で直ちに解除します。
-

第5条（身体拘束ゼロに向けた代替支援アプローチ）

職員は、身体的な制限に頼らないよう、児童の行動特性（パニックや他害等）に応じた以下の環境調整や予防的支援を徹底します。

- **クールダウン空間の確保**: パニック時は、刺激の少ない安全な場所（別室やパーテーションで区切られたスペース）へ誘導し、落ち着くまで見守る。
- **視覚的な事前アナウンス**: 見通しが立たない不安からのパニックを防ぐため、写真、イラスト、スケジュール表等を用いて次の行動をわかりやすく伝える。
- **言葉掛け・対応の統一**: スタッフ間で言葉掛けのトーンやルールを統一し、児童に混乱を与えない関わりを行う。

第 6 条(委員会の開催と職員研修の実施)

本指針の適正な運用と職員の意識向上のため、以下の取り組みを定期的かつ義務的に実施します。

- **委員会の開催：**
 - 「感染症等対策委員会」:3 か月に 1 回以上開催
 - 「身体拘束適正化検討委員会」および「虐待防止委員会」:1 年に 1 回以上開催(合同開催可)
- **職員研修の実施：**
 - すべての職員に対し、感染症対策、身体拘束適正化・虐待防止に関する研修をそれぞれ「1 年に 2 回以上」定期的を実施し、結果を記録保管します。

第 7 条(苦情解決体制および行政等への報告連絡体制)

1. **相談・苦情窓口の設置：**保護者や児童からの相談・苦情に迅速に対応するため、苦情受付担当者を配備し、周知します。
 2. **虐待の早期発見・通報義務：**職員は、事業所内だけでなく、家庭内等での虐待の兆候(不自然なアザ、衣服の著しい汚れ等)を発見した場合は、速やかに代表へ報告し、札幌市障がい福祉課や児童相談所等の関係機関へ通報・相談を行います。
-